

## 平成 24 年度の保険料率について（検討の方向性）

## 1. 平成 24 年度以降の保険料率（見込み）について

準備金の取り崩しを行わない場合（単年度収支均衡）の平成 24 年度以降の保険料率の見込み（試算）については、以下のとおり。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
疾病保険料率	9.4%	9.8%	10.1%	10.5%	10.7%	11.0%
対前年度	-	+0.4%	+0.3%	+0.4%	+0.2%	+0.3%
災害保健福祉保険料率	1.4%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%
対前年度	-	0.2%	+0.1%	-	-	+0.1%

（注）平成 25 年度以降の保険料率については、第 12 回船員保険協議会資料「船員保険の中期の収支見通しについて（3）」に基づく見込みである。

## 2. 平成 24 年度の保険料率について

## （1）疾病保険料率について

単年度収支の均衡を図る観点から、現行の保険料率 9.4%（9.25%）から 0.4% 引き上げ 9.8% としてはどうか。

（本来の保険料率は 9.4%（被保険者 4.7%、船舶所有者 4.7%）であるが、被保険者保険料負担軽減措置により 0.15% 軽減している。（被保険者 4.55%、船舶所有者 4.7%））

（なお、収支差（赤字額）について準備金を取り崩すことを前提として、現行の保険料率 9.4%（9.25%）を維持した場合には、平成 25 年度以降において急激な保険料の引き上げが必要となる。）

（平成 23 年度末疾病部門準備金残高見込み額は、約 46 億円（被保険者保険料負担軽減分を除く。）であり、平成 24 年度に保険料率を据え置いて準備金の取り崩しを行った場合には、約 34 億円に減少する。）

〔被保険者保険料負担軽減措置の控除率について〕

被保険者保険料負担軽減措置の控除率（現行 0.15%）を 0.35% に引き上げ、実質的な被保険者負担率は現行の 4.55% を維持してはどうか。

（参考）

被保険者保険料負担軽減措置の控除率	0.15%	0.35%	0.50%（上限）
準備金取り崩し期間の目安（24 年度～）	42 年間	18 年間	13 年間

被保険者保険料負担軽減分準備金残高	平成 22 年度	平成 23 年度（見込）	平成 24 年度（見込）
控除率 0.15% のケース	192 億円	188 億円	183 億円
控除率 0.35% のケース			178 億円

(2) 災害保健福祉保険料率について

単年度収支の均衡を図る観点から、現行の保険料率 1.4% から 0.2% 引き下げ 1.2% としてはどうか。

(3) 介護保険料率について

介護保険料率については、船員保険に加入する介護第2号被保険者の総報酬額（標準報酬月額総額と標準賞与額の合算額）と介護納付金の額により機械的に算出されることとなるため、平成24年度においても変更を行う必要がある。（平成23年度 1.62% 平成24年度【暫定値】1.69%）

（参考）疾病保険料率を 9.8%、災害保健福祉保険料率を 1.2%、被保険者保険料負担軽減措置の控除率を 0.35% とした場合

	平成23年度				平成24年度			
	被保険者負担分		船舶所有者 負担率	合 計	被保険者負担分		船舶所有者 負担率	合 計
	被保険者負担率	控除率			被保険者負担率	控除率		
疾病保険料率	4.55%	<u>0.15%</u>	<u>4.7%</u>	<u>9.4%</u>	4.55%	<u>0.35%</u>	<u>4.9%</u>	<u>9.8%</u>
災害保健福祉保険料率			<u>1.4%</u>	<u>1.4%</u>			<u>1.2%</u>	<u>1.2%</u>
合 計	4.55%	<u>0.15%</u>	6.1%	<u>10.8%</u>	4.55%	<u>0.35%</u>	6.1%	<u>11.0%</u>

疾病任意継続被保険者、独立行政法人等被保険者及び後期高齢者医療被保険者に係る保険料率については、一般被保険者に係る保険料率の方向性が決まった後に、当該保険料率等を基に算出することとなる。